

鹿 児 島 県 公 報

平成30年9月1日（土）号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | |
|------------------|--------------|
| ○漁業の免許 | (水産振興課取扱い) 1 |
| ○養殖共済に係る一定の水域の設定 | (水産振興課取扱い) 1 |

告 報 示

鹿 児 島 県 告 示 第 862 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により，平成30年9月1日付けで別冊のとおり漁業の免許をした。

平成30年9月1日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 863 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により，同法第114条に規定する養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を別冊のとおり定めた。

なお，この告示は，その共済責任期間の開始日が平成30年9月1日以後の日である共済契約について適用し，その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については，なお従前の例による。

また，次に掲げる告示は，廃止する。

- (1) 平成25年9月1日鹿児島県告示第934号（養殖共済に係る一定の水域の設定）
- (2) 平成26年3月25日鹿児島県告示第324号（養殖共済に係る一定の水域の設定）
- (3) 平成27年4月3日鹿児島県告示第337号（養殖共済に係る一定の水域の設定）
- (4) 平成27年12月25日鹿児島県告示第1089号（養殖共済に係る一定の水域の設定）
- (5) 平成28年3月25日鹿児島県告示第330号（養殖共済に係る一定の水域の設定）
- (6) 平成28年4月26日鹿児島県告示第482号（養殖共済に係る一定の水域の設定）
- (7) 平成29年2月3日鹿児島県告示第103号（養殖共済に係る一定の水域の設定）

平成30年9月1日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓